

沖縄県ダンススポーツ連盟運営規程

(目的)

第1条 沖縄県ダンススポーツ連盟（以下「本連盟」という。）規約に定める目的を達成するため、本規程を定め、本連盟の運用の円滑化を図ることを目的とする。

(総会)

第2条 総会は、公開を原則とする。

2. 本連盟規約第9条第2項に定める「構成員」の人数は次の通りとする。

- (1) 構成員を選出するには、5名以上の会員を必要とする
- (2) 会員数5名以上10名未満の場合は、1名とする
- (3) 会員数10名以上の場合は、10名につき1名とする

3. 構成員は、1名で1個の決議権を有する。

4. 第2項での会員数は、当該会計年度の開始日前日（3月31日）付けで設定する。

5. 総会の開催通知は、1ヶ月以前に行い、加盟団体における構成員の互選は、1ヶ月前までに行う。また、構成員に対する総会の案内は、2週間前までに行う。ただし、臨時総会開催に当たってはこの限りではない。

(理事会)

第3条 会長は、理事会の承認を経て理事、監事以外を理事会に招聘して意見を求めることができる。

2. 議案は、原則として事前に書面にて事務局に提出することとする。

(役職理事及び委員会の設置)

第4条 本連盟の事業を達成するために理事会は、本連盟規約第18条第2項に定める役職理事（部長）を置き、部会とその下部組織として委員会を設置することとする。

- (1) 部会の長（部長）、副部長及び部員は、理事の中から選出する
- (2) 理事以外から部員を確保する必要がある場合は、部会で決定後、理事会の承認を得るものとする
- (3) 部長は、部会を総括し、活動報告・経過報告を行い、理事会で承認を得るものとする
- (4) 副部長は、部長を補佐し、部長の指名により代理を行うことができる
- (5) 委員会の名称、活動計画については、部会で決定後、理事会の承認を得るものとする
- (6) 委員会の長（委員長）、副委員長は、部会で決定後、理事会の承認を得るものとする
- (7) 委員会の委員は、部会の承認を得るものとする
- (8) 委員長は、委員会を総括し、活動経過報告を行い、部会で承認を得るものとする。また、部長は、それを理事会に報告するものとする
- (9) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の指名により代理を行うことができる

(表彰及び慶弔・見舞)

第5条 本連盟の役員及び関係団体に係る表彰及び慶弔・見舞いに関する必要な事項は、別に定める。

(書類の保管)

第6条 本連盟規約第34条に定められた書類及び役員名簿の保管期間は、次の各号の通りとする。

- (1) 総会議事録・・・3年
- (2) 理事会議事録・・・3年

- (3) 事業計画及び収支予算書・・・3年
- (4) 事業報告書及び収支決算書・・・3年
- (5) 役員名簿・・・5年

附則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

規程制定：平成12年10月22日

規程改定：平成17年 5月22日

規程改定：平成18年 3月 5日

規程改定：平成19年 4月 1日

規程改定：平成22年 4月 1日

規程改定：平成24年 4月 1日